　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　06道協議会：事務連絡

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和 7 年 3 月 17日

北海道日本型直接支払推進協議会

会員市町村担当者　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　北海道日本型直接支払推進協議会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事務局長　平田　孝祐

　　　多面的機能支払交付金における実施状況報告等について

　本協議会の推進運営につきましては、日頃よりご理解ご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

　このことについて、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）及び多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第3823号農林水産省農村振興局長通知）に基づき、対象組織は、市町村長に実施状況を報告し、市町村長は事業計画に定められている事項の実施状況を確認して、その結果を都道府県知事に報告することになっています。

　その確認結果を踏まえて、多面的機能支払交付金実施事務取扱要領（平成27年4月17日付け農設第42号農政部長通知）（以下「道事務取扱要領」という。）第9に基づき、実施状況の報告を北海道日本型直接支払推進協議会（以下「道協議会」という。）に提出願います。

記

　1　実施状況報告書の提出期日　令和7年4月25日（期日厳守）

　　　本データを基に、農林水産省に報告しますので期日内での報告をお願いします。

　2　提出書類

　　　別紙1「提出書類一覧」を参照願います。

　　　なお、提出書類は、事務支援システムからも入手できますが、水土里ネット北海道の

　　ホームページからダウンロードできますのでご利用ください。

　　＜ダウンロード方法＞

　　　水土里ネット北海道のトップページ右側にある「多面的機能専用コーナー」をクリッ

　　クして、ＮＥＷＳにある「多面的機能支払交付金における実施状況報告等について」に

　　掲載しています。

　3　提出方法

　(1) 提出方法

　　　対象組織の実施状況報告書をとりまとめて、書面で提出願います。

　　　なお、令和3年度から押印が省略されておりますので、添付資料も含めPDFにして

　　メールでの提出でも構いません。

　　　ただし、実施状況確認報告書（様式第2-3号（別紙「実施状況確認表」を含む）は、

　　エクセルで提出願います。

　　　事務支援システムで道協議会に提出する場合には、別紙2「事務支援システムにより

　　関係書類を作成及び提出する場合の取扱い」を参照願います。

　(2) 複数市町村に跨がる対象組織の提出方法

　　　別紙3「対象組織等のエリアが複数市町村に跨がる場合の提出方法」を参照願います。

　4　留意事項

　(1) 市町村が行う書類の確認等に際しては、「多面的機能支払交付金実施状況の確認の手

　　引き（令和6年度版）」の外　別紙4「現地確認で留意していただきたい事項」を参照

　　の上、実施してください。

　(2) 認定農用地確認野帳（別記3－1様式第2号）は、令和2年度から道協議会への提出

　　は不要となりましたが、引き続き作成は必要となっています。

　(3) 新型コロナウィルス感染拡大防止の観点から活動を行わないことにした場合の実施

　　状況報告書の記載方法は、「新型コロナウィルス感染拡大防止に係る多面的機能支払交

　　付金活動の取扱いについて（令和2年11月25日付け道協議会事務連絡）」を参照して

　　ください。

　(4) 令和6年度で事業計画の終期を迎える対象組織等における留意事項等について「令

　　和６年度で実施期間が終了する活動組織等における留意事項について（令和6年9月

　　27日付け道協議会事務連絡）」で通知していますが、令和6年度で活動終了年度を迎え

　　る対象組織は「地域資源保全管理構想」を策定し市町村長へ提出することが必要です。

　　　該当市町村におかれましては、対象組織等から提出のあった「地域資源保全管理構想」

　　の写しを実施状況報告書と併せて提出願います。

　(5) そのほか令和6年度事務経理担当者等会議資料を参考にしてください。

　5　多面的機能支払交付金における対象組織の自己評価及び市町村評価について

　　　令和7年1月27日付け道協議会事務連絡で、令和6年度評価が該当する市町村（対

　　象組織）に自己評価及び市町村評価について通知していますが、提出期日は、道事務取

　　扱要領第10で令和７年4月25日と定められていますので、該当市町村におかれまし

　　ては、実施状況報告書と併せて提出願います。

添付資料

　別紙1　提出書類一覧

　別紙1-1エクセル版作成支援ファイル

　別紙2　事務支援システムにより関係書類を作成及び提出する場合の取扱い

　別紙3　対象組織等のエリアが複数市町村に跨がる場合の提出方法

　別紙4　現地確認で留意していただきたい事項

　資料1　総会議案表紙の写し

　資料2　書面総会議案表紙の写し

　資料3　監査報告書の写し

　参考1　「新型コロナウィルス感染拡大防止に係る多面的機能支払交付金活動の取扱いに

　　　　　ついて」

　参考2　「令和6年度に事業計画期間が終了する活動組織等における留意事項について」

　参考3　「実施状況確認報告等に係る留意事項について」

　　　　　　　　　　　　　　　　北海道日本型直接支払推進協議会事務局

　　　　　　　　　　　　　　　　水土里ネット北海道地域支援課（寒河江・松野・板谷）

　　　　　　　　　　　　　　　　TEL 011 206 6209

　　　　　　　　　　　　　　　　FAX 011 200 5352

北海道日本型直接支払推進協議会事務局

水土里ネット北海道地域支援課（寒河江・松野）

TEL 011-206-6209　FAX 011-200-5352